

### 小規模事業者経営改善資金が拡充されました

#### 小規模事業者の資金繰りを支援します

- 日本政策金融公庫が運転資金や設備資金を融資します。
- 従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主の方が利用できます。

#### 融資上限を1,500万円から2,000万円に引き上げます

- ただし、1,500万円超の融資を受ける場合には、融資前に事業計画を作成し、融資後に融資残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員による実地訪問を半年毎に1回受けていただく必要があります。事業計画の作成については商工会で支援いたします。

#### 無担保・無保証・低利で融資が受けられます

- 金利は1.6%（平成26年4月1日現在）です。尚、雇用の維持または拡大を伴う設備投資を行う場合は、0.5%引下げます。
- 貸付期間は、運転資金7年以内、設備資金10年以内です。

#### 商工会の経営指導を受けていることが要件です

貸付対象者：小規模事業者であり、以下の要件を全て満たす方

- 商工会の経営指導員による経営指導を6ヶ月以上受けていること。
- 所得税、法人税、事業税、住民税等の税金を完納していること。
- 印西市内で1年以上事業を行っていること。

※その他要件がございますので、詳細については商工会までお問合せください。

### 平成26年度業務改善助成金のお知らせ

～中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金～

千葉県内に事業場を置き、事業場内で最も低い時間給（時間換算額）が800円未満の労働者を使用する中小企業主が、①事業場内最低賃金を時間給で40円以上引上げる計画を策定 ②労働能率の増進に資する設備・機器の導入、研修等の業務改善、賃金制度の整備、就業規則の作成・改正等の業務改善計画を策定 ③賃金引上げ を実施した場合に、業務改善に要した費用（10万円以上）の2分の1（常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は4分の3）を国の予算の範囲内で助成する制度です。助成金の上限は100万円、下限は5万円です。

－業務改善助成金のお問合せ・申請先－

**千葉労働局労働基準部賃金室**

千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎  
TEL 043-221-2328

## 小規模事業者持続化補助金の公募開始

この事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者（※注1）の地道な販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン改変等）などの取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するもので、小規模事業者が、商工会と一体となって、販路開拓に取り組む費用が対象となります。

《例えば》①広告宣伝 ・新たな顧客層の取り組みを狙ったチラシを作成する

②集客力を高めるための店舗改装

- ・飲食店が和式トイレを洋式トイレに改造したり、座敷を掘りごたつにするなど、より幅広い年代層の集客を図る
- ・パン屋が衛生面を強化するため、陳列してある商品の上にカバーを付け、商品がホコリなどに触れない工夫を図る

③商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

- ・古くなった商品パッケージのデザインを一新する

補助率	補助対象経費の3分の2以内
補助上限額	75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。 *ただし、雇用を増加させる経営計画に基づく取り組み（※注2）については、150万円の事業費に対し、最大100万円まで補助します。

公募の受付締切が平成26年5月27日（火）となっております。補助金申請に際し、商工会でご支援いたしますので、お気軽にお問合せください。

※注1）従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主

※注2）社会保険に加入している事業所であって、作成した経営計画を実行するため、平成26年2月27日以降新たに従業員を雇用し、当該従業員に対し社会保険を適用する場合に限られます。

## 商工会事務局構成

新任 経営指導員 菅原 秀信 匠瑤市商工会から  
転任 経営指導員 大木 邦博 いすみ市商工会へ  
職員名簿 平成26年4月1日現在

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	加瀬 俊一	補助員	篠原 純子
経営指導員	菅原 英一郎	補助員	屋敷 弥生
経営指導員	菅原 秀信	記帳指導員	根本 由美子
経営指導員	須之内 透雄	記帳指導員	大越 久美子
経営指導員	亀山 輝	記帳指導員	細野 雅子

## 商工会費振替のご案内

平成26年度前期分の商工会費を6月20日（金）にご指定の口座から振替させていただきますので、誠に恐れいりますが、口座残高のご確認をお願い致します。